

秋田県後期高齢者医療広域連合行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月21日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合行政組織規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表業務課の項を次のように改める。

業務課	(1) 後期高齢者医療制度に係る保険料の賦課に関する事 (2) 後期高齢者医療制度に係る被保険者の資格の管理に関する事 (3) レセプトに関する事 (4) 課の庶務に関する事 (5) 後期高齢者医療制度に係る保険給付に関する事 (6) 後期高齢者医療制度に係る電算・ネットワークに関する事 (7) 後期高齢者医療制度システムに関する事 (8) 後期高齢者医療制度関係帳票類に関する事 (9) 後期高齢者医療制度に係る保健事業に関する事 (10) 後期高齢者医療制度に係る徴収金に関する事
-----	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。